

令和4年度 長崎地方最低賃金審議会第3回専門部会 議事要旨

- 1 日 時：令和4年8月12日（金） 午前9時25分～午前11時55分
- 2 場 所：長崎労働局8階会議室
- 3 出席者：公益委員3名 労働側委員3名 使用者側委員3名
- 4 議 題（1）長崎県最低賃金の改正について
（2）今後の審議日程について

5 審議要旨

冒頭、事務局より長崎県最低賃金基礎調査結果に集計誤りがあったことについて謝罪し、発覚の経過、修正の手順、修正内容等について説明を行った。

部会長より、金額審議への影響は僅かであるものと判断するが、特に影響率は、最低賃金額引上げ額を審議するに当たっての重要な指標となっているので、慎重に作業し、正確な資料の提出に努めるよう指示があった。

議題（1）について

【労働者側委員の意見】

- ・ 全国のDランクの状況を見ると目安の+1～+2円で結審しており、物価上昇を勘案した結審状況となっている
- ・ 9月には西九州新幹線も開通する。観光立県として再スタートするために、県民の最低賃金引上げに対する期待感も日増しに高まっている。
- ・ 連合リビングウェイジの990円、早期1000円が目標である。目安額を上回る金額を求める。

【使用者側委員の意見】

- ・ 他県の状況、早期決着、早期発効の考えは使用者側も持ち合わせている。
- ・ 物価高の影響は、企業サイドに対してもきちんと見てほしい。
- ・ 業務改善助成金の充実と事業者に対する最低賃金のコスト増に見合う直接的な支援策を国に要望する。1月1日の発効にかかる要望と併せて専門部会報告書にこの要望が記載された場合には、目安額での全会一致には応じる。

【公益見解による採決及び専門部会報告書の作成】

公益見解による採決について、労使双方の同意が得られたことから、公益委員が協議し、「長崎県最低賃金の金額については、32円引き上げて、1時間853円にする」という公益見解を提示して、採決を行っ

た結果、公益2名、労働者側3名、使用者側0名の合計5名が賛成、公益0名、労働者側0人、使用者側3名の合計3名が反対となった。

その結果、公益見解を基に専門部会報告書案を作成・提示して、その内容を公労使各委員が了承して終了した。

議題（2）について

第4回本審を8月12日、午後1時30分から長崎労働局8階会議室において開催することが合意された。